

## 丹南青少年愛護センター補導委員活動心得

令和2年4月1日施行

- 1 この心得は、福井県丹南広域組合管理者が委嘱した丹南青少年愛護センター補導委員（以下「補導委員」という。）の活動内容および活動心得について定めるものとする。
- 2 補導委員は、丹南青少年愛護センター所長（以下「所長」という。）が依頼する日および時間に街頭補導活動を行うほか、祭礼・行事その他特に街頭補導活動を行う必要があると思われる場合は、自主的に実施し、その結果をその都度、所長に報告すること。その他、日常見聞する青少年育成上の問題点について、補導連絡並びに少年相談にあたること。
- 3 補導委員は、活動を行うにあたっては、少年の特性を理解し、少年の名誉と人権を尊重し、秘密を厳守し、指導にあたっては、親身な愛情を持って行なうこと。
- 4 補導委員が活動する場合は、制服を着用し、補導委員証を携帯すること。
- 5 所長から街頭補導の依頼を受けた補導委員は、あらかじめ示された時刻までに所定の場所に集合し、2人以上組で活動すること。
- 6 補導委員は、街頭補導を行なったときは、補導日誌に必要事項を記入し、所長に提出すること。
- 7 街頭補導の処理にあたっては、次のことに留意して行なうこと。
  - (1) 不良行為（飲酒、喫煙、喧嘩、たかり、深夜徘徊、不良交友、怠学怠業、交通違反、その他自己または他人の徳性を害する行為）を行なっている少年には、適切な注意、助言を与え、できる限り少年の住所、氏名、年齢、職業、保護者名等を明らかにすること。
  - (2) 犯罪行為を行なっている少年を発見した場合には、警察または所長に速報し、臨時の措置をとるとともに、事案の処理に必要な資料の収集に協力すること。
  - (3) 保護を要すると認められる少年（家出または虐待、酷使、放任等により福祉上の措置を必要とする少年）を発見した場合は、事情を聴取したうえ、警察または所長に連絡するとともに、保護に必要な臨機の措置を講ずること。
- 8 少年相談を受けた場合は、相手の立場を理解し懇切に対応するとともに、すみやかに所長に報告し、その指示を受けて、相談の適切な処理に努めること。
- 9 補導委員は、日常生活の中で見聞した少年の非行化防止上の問題点については、その都度所長に報告するとともに、関係機関の協力を得て、家族、地域

社会その他関係方面の調整に務めること。

- 10 補導委員は出版物、芸能、玩具、広告物その他のもので、青少年に有害と認められる事象を認知したときは、すみやかに所長に報告するとともに、環境浄化に協力すること。
- 11 補導委員は、その活動を行なうにあたって、人権あるいは災害事故の発生を防止するため、次の点に留意すること。
  - (1) 活動上知り得た少年事案について、特定の少年やその家族が推知されるような内容を他に漏らさないこと。補導委員を退いたときも同様とする。
  - (2) 少年に注意助言を与え、または事情を聴取する場合には、人目につかないよう留意するとともに、応接にあたっては冷静、沈着かつ言動を慎むこと。
  - (3) 交通あるいは受傷事故の防止に留意し、呼びかけの時機および場所の選定にあたっては、交通量、明暗の度、相手の人数等諸般の状況を考慮すること。
- 12 このほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。